

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第4号

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
1～24 略				1～24 略			
25	<u>印鑑登録証の再 交付</u>	<u>印鑑登録 証の再交 付手数料</u>	<u>1件につき 300円</u>	25	印鑑の再登録	印鑑の再 登録手 数 料	<u>1通につき 300円</u>
26～37 略				26～37 略			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。